

「平成30年7月豪雨」災害対応に係る情報 <No.7>

平成30年7月24日 (火) 13:00 (計2枚)

※この情報は、県内市町村社会福祉協議会、県経営協会員等の関係機関にお送りしています。

※県社会福祉協議会ホームページにも掲載しています。

【連絡先】社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部(地域連携班)

<HP> www.wakayamakenshakyo.or.jp/

TEL:073-435-5224/FAX:073-435-5226

1 近畿ブロック「災害時の相互支援に関する協定」に基づく活動

— 第2クール以降(増員後)の派遣先決まる、本県社協職員は引き続き倉敷市へ —

第2クール以降、近畿ブロックから岡山県への派遣は16名→31名に増員されることになっていましたが、兵庫県社協(近畿ブロック幹事)と岡山県社協による調整の結果、下記のとおり第2クールの派遣内訳が決定しました。本県社協職員は、引き続き倉敷市を支援することになりました。

(1) 第2クールの派遣内訳

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計
倉敷市				12	2	2					16
総社市	4		1								5
岡山市							2	3	1	2	8
高梁市			2								2
計	4	0	3	12	2	2	2	3	1	2	31



(2) 本県からの派遣予定

クール	日程	派遣社協(派遣者) 予定	人数
①	7月20日(金)～7月24日(火)	和歌山市社協(1)、県社協(1)	2
②	7月24日(火)～7月28日(土)	紀の川市社協(1)、県社協(1)	2
③	7月28日(土)～8月1日(水)	田辺市社協(1)、県社協(1)、調整中(1)	3
④	8月1日(水)～8月5日(日)	日高川町社協(1)、田辺市社協(1)、県社協(1)	3
⑤	8月5日(日)～8月9日(木)	有田市社協(1)、田辺市社協(1)、県社協(1)	3
⑥	8月9日(木)～8月13日(月)	新宮市社協(2)、県社協(1)	3

※派遣期間は、原則として1クール4泊5日。3クール以降、本県から3名ずつを派遣する。

※第6クールの終期(8/13)は、変更となる可能性がある。

— 第1クール派遣職員活動中！(岡山県倉敷市災害VCより) —

第1クール派遣職員(和歌山市社協:岩橋、県社協:井上)は、倉敷市災害ボランティアセンターで活動中です。

酷暑のなか、7/21(土)は1,591名、7/22(日)は1,709名のボランティアが来られ、本県派遣の2人は①菌・川辺サテライト(まび記念病院)の運営支援と、②玉島ハーバーアイランド(自家用車等駐車場)でのV受付、グルーピング、オリエンテーション等、それぞれの役割を担いました。



2 全社協の動き

一 被災地の社協を全国で支援、ブロック派遣の範囲を全国に拡大一

7月19日～20日に開催された「平成30年度都道府県・指定都市社会福祉協議会常務理事・事務局長セミナー」において、当面、7月27日(金)から8月中旬までをめどにブロック派遣の範囲を全国に広げ、被災地の社協・災害ボランティアセンターを全国の社協として支援することが確認されました。

これに伴い、岡山県内の災害ボランティアセンターには近畿ブロックから、また、広島県内の災害ボランティアセンター(広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、江田島市、海田町、坂町の各市町及び広島県社協を予定)には、北海道・東北、関東、東海・北陸、中国、九州の各ブロックから、1日あたり60名を超える社協職員が応援する体制で調整が進められています。

また、生活福祉資金特例貸付事務支援にかかる応援派遣も、現在、調整されています。

■平成30年7月豪雨 被災地社協 応援職員派遣要請 一覧 (7/23時点:全社協)

ブロック	災害VC運営支援			生活福祉資金 特例貸付支援		
	人数	支援先	期間	要請人数	支援先	期間
北海道・東北	10名	広島	～8/13 ※1	10名程度	岡山	7/30～8/10 ※3
関東	20名	広島	～8/13 ※1	15～20名程度	広島	7/26～8/13 ※2
東海・北陸	10名	広島	～8/13 ※1	10名程度	岡山	7/30～8/10 ※3
近畿	31名	岡山	～8/13 ※1	10名程度	岡山	7/30～8/10 ※3
中国	10名	広島	～8/13 ※1			
四国	12名	愛媛	～8/13 ※1	6名程度	愛媛	7/30～8/10 ※2
九州	11名	広島	～8/31 ※1	5～10名程度	広島	7/26～8/10 ※2

※1 被災地の状況により、延長の可能性があります。

※2 現在、調整を進めているところであり、変更の可能性があります。

※3 前日(7月29日)15時、岡山県社協集合。(1クールあたり4泊5日・計3クール予定)

3 生活福祉資金(福祉資金・緊急小口資金) 特例貸付の実施

今般発生した平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した世帯に対する特例措置として、緊急小口資金の特例貸付けが行われることになりました。

(平成30年7月13日付け社援基発0713第1号/厚生労働省社会・援護局長通知に基づく)

【制度概要】

1 貸付対象世帯	(1)平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により、災害救助法の適用となった地域及び同大雨により被災したため特例措置が必要と設定された地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯	
	(2)被災地から県外へ避難した者のうち、今後、避難先の都道府県に当分の間(1か月以上)居住し、継続的に連絡がとれることが見込まれる者(世帯)。	
2 貸付内容	(1)貸付限度額	原則10万円以内
	(2)据置期間	貸付けの日から1年以内
	(3)償還期限	据置期間経過後2年以内
	(4)利率	無利子

※和歌山県内での取扱いは、7月20日から。

【お問合せ先】

・社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部(生活資金班)

TEL:073-435-5223/FAX:073-435-5226

・もしくはお住まいの市町村(避難している市町村)の社会福祉協議会まで